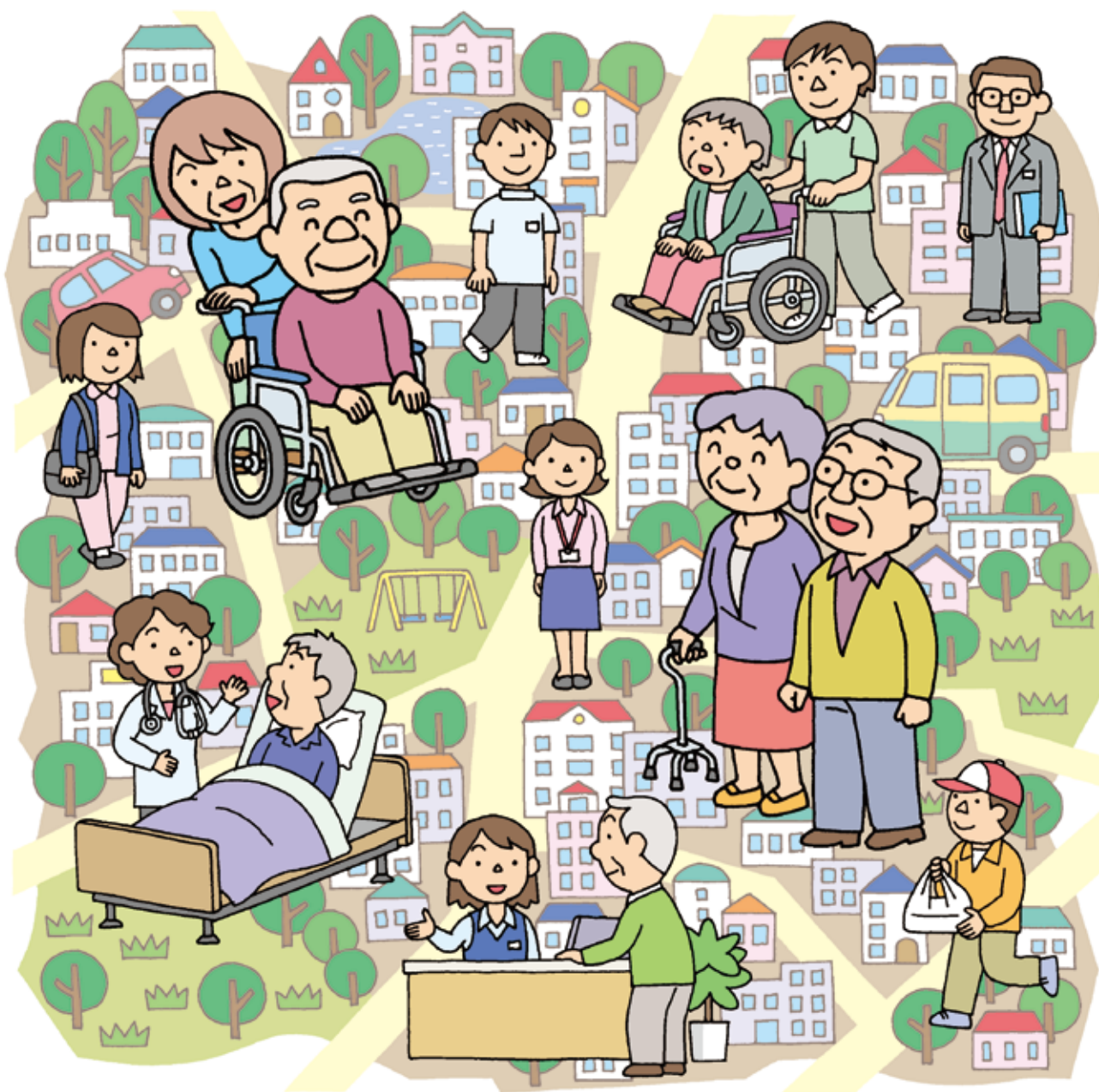


住みなれたまちで安心して暮らすために

# 介護保険

## べんり帳



た つ の 市

# こんなとき、こんなサービスが利用できます

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる**在宅サービス**と施設へ入所して利用する**施設サービス**があります。また、介護予防・生活支援サービスの「訪問型サービス」「通所型サービス」を利用することもできます。利用する方の心身の状況などに合ったサービスを選んで有効に活用しましょう。

## 自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

- 訪問介護（ホームヘルプ）…… P 24
- 訪問入浴介護…… P 25
- 訪問型サービス…… P 34

## 自宅でリハビリや医療チェック、療養のアドバイスを受けたいときは？

- 訪問リハビリテーション…… P 25
- 訪問看護…… P 26
- 居宅療養管理指導…… P 26

## 外に出て介護や機能訓練を受けたり、みんなと交流したいときは？

- 通所介護（デイサービス）…… P 27
- 通所リハビリテーション（デイケア）…… P 27
- 通所型サービス…… P 35

## 気分転換をしたり、家族の介護の手を休ませたいときは？

- ショートステイ（短期入所生活介護・療養介護）…… P 28

## 生活の場としての施設でサービスを受けたいときは？

- 特定施設入居者生活介護…… P 28

## 家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与…… P 29
- 特定福祉用具購入…… P 29
- 住宅改修…… P 30

## 介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）…… P 31
- 介護老人保健施設（老人保健施設）…… P 31
- 介護療養型医療施設（療養病床等）…… P 31
- 介護医療院…… P 31

## 住み慣れた地域で生活を続けるために（地域密着型サービス）

- 小規模多機能型居宅介護…… P 32
- 認知症対応型通所介護…… P 32
- 認知症対応型共同生活介護…… P 32
- 地域密着型通所介護…… P 32
- 地域密着型特定施設入居者生活介護…… P 33
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護…… P 33
- 夜間対応型訪問介護…… P 33
- 看護小規模多機能型居宅介護…… P 33
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護…… P 33

令和4年

# 近年の介護保険制度のおもな改正

4月から

- 65歳以上の人も、要介護認定の申請に医療保険被保険者証が必要です。申請書や介護保険の保険証などと一緒に、医療保険被保険者証を添えて申請してください。
- 特定福祉用具販売に「排泄予測支援機器」が追加されました。排泄予測支援機器とは、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う人等に通知するものです。

もくじ

- 介護保険のしくみ
  - 介護保険に加入する方は …… 4
  - 介護保険の被保険者証が交付されます …… 5
- 保険料
  - 40～64歳の方の保険料 …… 7
  - 65歳以上の方の保険料 …… 8
- 要介護認定
  - 介護（介護予防）サービスを利用する手順 …… 12
- ケアプランの作成
  - 要支援1・2、事業対象者、非該当と認定された方 …… 16
  - 要介護1～5と認定された方 …… 18
- サービスを利用するとき
  - 利用者はサービス費用の一部を負担します …… 20
  - 負担が高額になったとき …… 23
- 利用できるサービス
  - 介護保険で利用できるサービス …… 24
  - 介護予防・日常生活支援総合事業 …… 34

介護保険のしくみ

保険料

要介護認定

ケアプランの作成

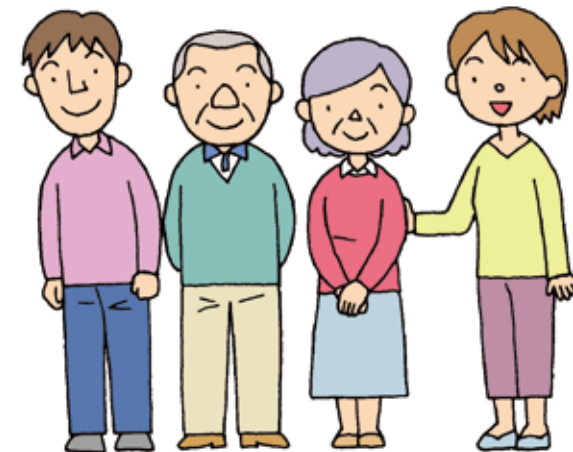
サービスを利用するとき

利用できるサービス

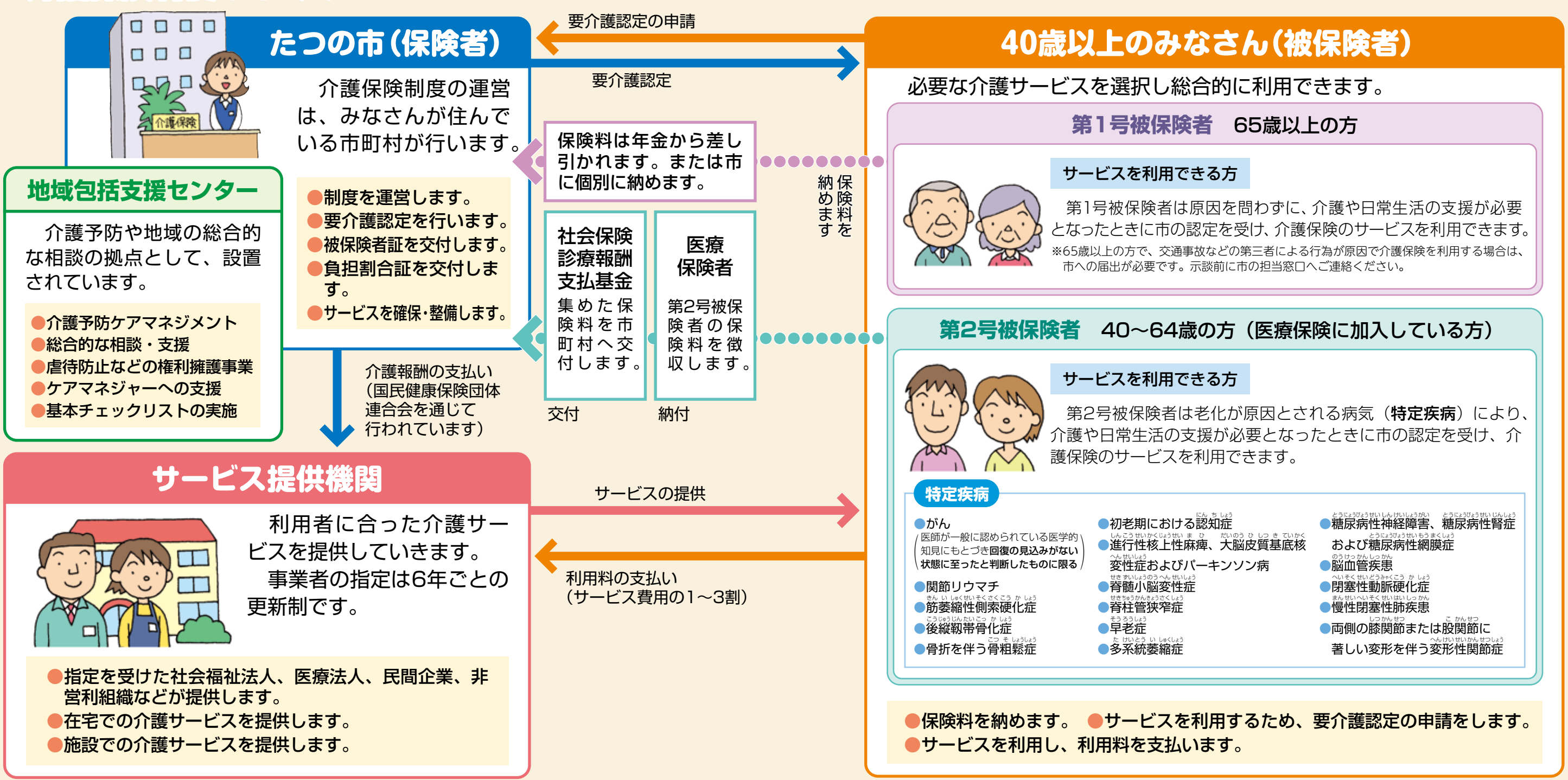


# みんなが支え合う制度です

介護保険制度は市町村が保険者となって運営します。40歳以上の方全員が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払いサービスを利用します。



## 介護保険制度のしくみ



# 介護保険に加入する方は

40歳以上のおなさんは、たつの市が運営する介護保険の加入者（被保険者）となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に分けられます。

## 加入は40歳になったら

介護保険に加入するのは40歳になった日（誕生日の前日）からになります。介護保険に加入するための手続きや、新たな届け出等は不要です。被保険者となったあと、転出・転入する場合などは届け出が必要です。



40歳になったとき	例	7月1日生まれ	6月	から第2号被保険者となります
		7月2日～末日生まれ	7月	から第2号被保険者となります
65歳になったとき	例	9月1日生まれ	8月	から第1号被保険者となります
		9月2日～末日生まれ	9月	から第1号被保険者となります

## こんなときは届け出ましょう

65歳以上の方（第1号被保険者）は、次のようなときに届け出が必要です。本人か家族の方が市へ届け出てください。

- 他の市町村から転入したとき
- 氏名が変わったとき\*
- 他の市町村へ転出するとき\*
- 被保険者が死亡したとき\*
- 市内で住所が変わったとき\*



\*印の場合は、被保険者証を添付して届け出てください。

### こんなときは

## 介護保険施設などに入所して住所を施設のある市町村に変更した場合は？

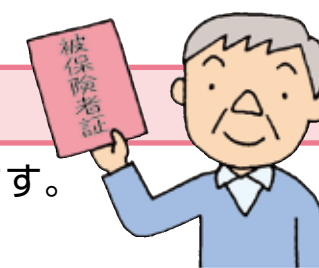
介護保険施設などに入所することにより、住所をその施設のある市町村に変更した場合は、住所変更前の市町村の被保険者になります。また、2つ以上の介護保険施設などに入所して、順次住所を施設に変更した場合には、最初の施設へ入所する前の住所地の市町村の被保険者になります。

# 介護保険の被保険者証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の被保険者証とは別に、「**介護保険被保険者証**」が交付されます。この被保険者証は介護保険の被保険者である証明書であるとともに、介護サービスを利用するときなどに欠かせないものです。大切に扱しましょう。

## 被保険者証が交付される時

介護保険被保険者証は、被保険者一人に一枚交付されます。



### 65歳以上の方 第1号被保険者

65歳以上の方全員に被保険者証が交付されます。新たに65歳になる方には、65歳に到達する月に交付されます。

### 40～64歳の方 第2号被保険者

要介護・要支援の認定を受けた方に交付されます。

## 被保険者証はこんなときに使います

被保険者証は、要介護認定の申請やサービスを利用するときなど、介護サービスの利用には欠かせないものです。忘れずに提示しましょう。

※病気やけがなどでお医者さんにかかる時（診察や治療、投薬など）は、今までどおり医療保険の被保険者証を提示します。



### 要介護認定の申請時

介護が必要となり、要介護認定の申請をするときに提出します。（P12参照）

### ケアプランの作成時

ケアプランの作成依頼を市に届け出るとき、また事業者などに計画作成を依頼するときに提示します。（P16もしくはP18参照）

### 介護サービスの利用時

在宅サービス、施設サービスを受けるときは、事業者や施設に提示します。（P20参照）



# 保険料は大切な財源です

40歳以上の方が納める保険料は、国や自治体の負担金や介護保険サービスを利用するみなさんの利用者負担額と合わせて、介護保険制度を健全に運営していくための大切な財源です。

## 介護保険の財源

利用者負担分	保険給付分				
	保険料 50%		公費 50%		
介護サービスの利用者負担	65歳以上の方の保険料	23%	40～64歳の保険料	27%	市の負担金
					県の負担金
					国の負担金



### 令和3～5年度の保険料負担割合

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は23%、40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料は27%となっています。

## 保険料を納めない

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。



- 1年間保険料を滞納した場合には、介護サービスの費用をいったん利用者が全額負担し、後に保険給付分を市が利用者へ払い戻す「償還払い」へ変更されます。その際、被保険者証には支払方法変更の旨が記載されます。
- 1年6か月間滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。
- 第1号被保険者で保険料を滞納していた方が新たにサービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

# 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

## 保険料の決め方と納め方

加入している医療保険によって決め方、納め方が違います。

### ◆国民健康保険に加入している方は

#### 決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



#### 介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

所得割：第2号被保険者の所得に応じて計算  
 均等割：世帯の第2号被保険者の数に応じて計算  
 平等割：第2号被保険者の属する世帯で、1世帯につきいくらかと計算

※介護保険料と国民健康保険税の賦課限度額は、別々に決められます。  
 ※保険料と同額が公費負担となります。

#### 納め方

医療保険分と後期高齢支援分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

### ◆職場の医療保険に加入している方は

#### 決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



#### 介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

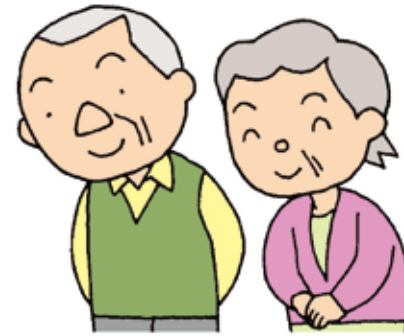
#### 納め方

医療保険分と後期高齢支援分、介護保険分を合わせて給与および賞与から徴収されます。

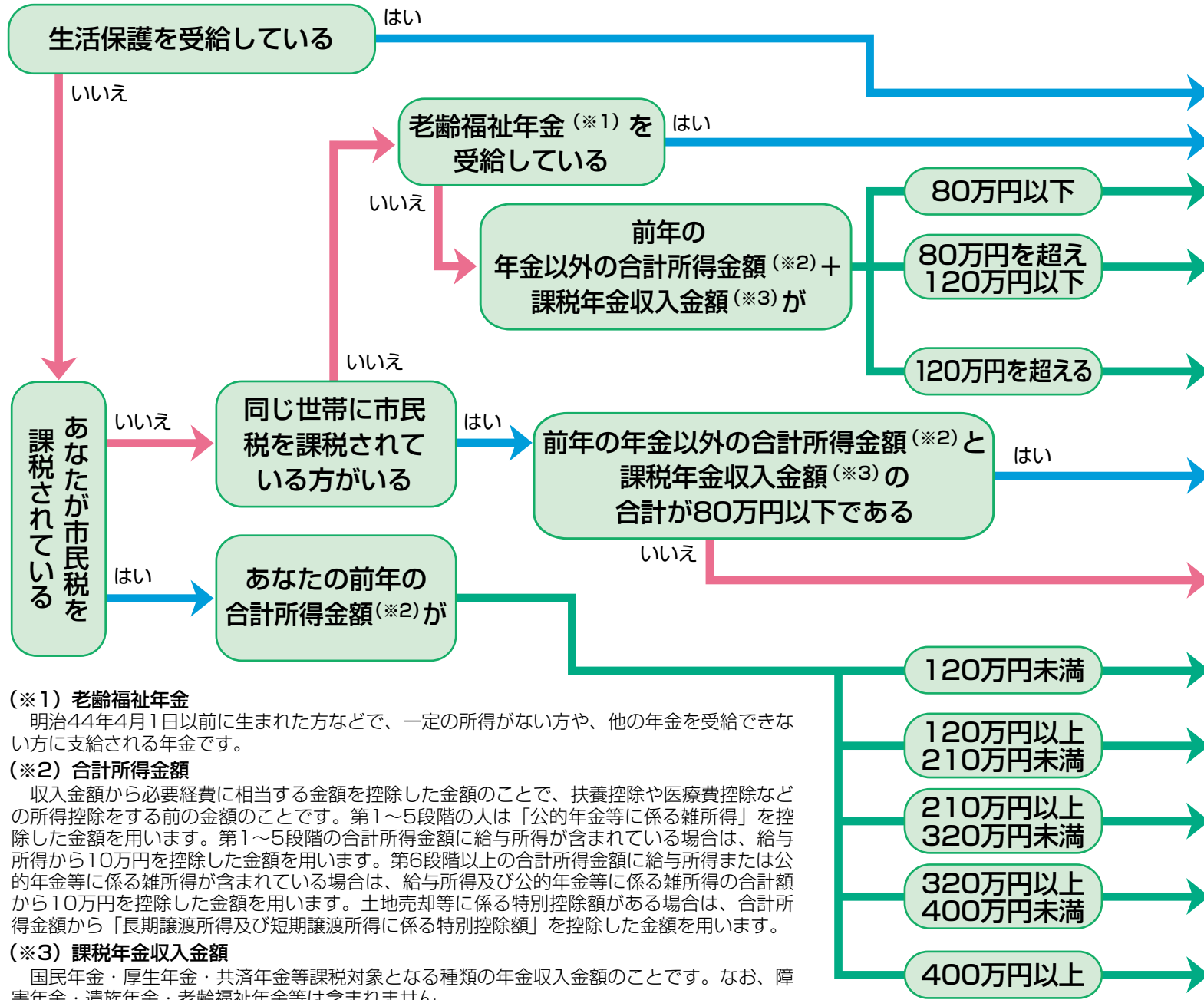
※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

# 65歳以上の方 (第1号被保険者) の保険料

●あなたの介護保険料を確認しましょう！



**スタート**



(※1) 老齢福祉年金  
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

(※2) 合計所得金額  
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

(※3) 課税年金収入金額  
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入金額のことで、なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。

## 保険料の決め方



保険料は基準額をもとに所得段階別に決められます。

**決め方**  
たつの市の基準額  
**68,400円**  
(年額)

$$\frac{\text{たつので必要な介護サービスの総額} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)}}{\text{たつので住む65歳以上の方の人数}}$$

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

### 令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	介護保険料	
		月額(率)	年額
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税者で、老齢福祉年金受給者の方、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	1,710円 (5,700円×0.30)	20,520円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税者で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	2,850円 (5,700円×0.50)	34,200円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税者で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円を超える方	3,990円 (5,700円×0.70)	47,880円
第4段階	●本人が市民税非課税者、世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	5,130円 (5,700円×0.90)	61,560円
第5段階	●本人が市民税非課税者、世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超える方	5,700円 (基準月額)	68,400円
第6段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,840円 (5,700円×1.20)	82,080円
第7段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,410円 (5,700円×1.30)	88,920円
第8段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	8,550円 (5,700円×1.50)	102,600円
第9段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	9,690円 (5,700円×1.70)	116,280円
第10段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	9,975円 (5,700円×1.75)	119,700円

※1～3段階は、消費税率の引き上げに伴う負担軽減後の保険料率および保険料額です。



## 保険料の納め方



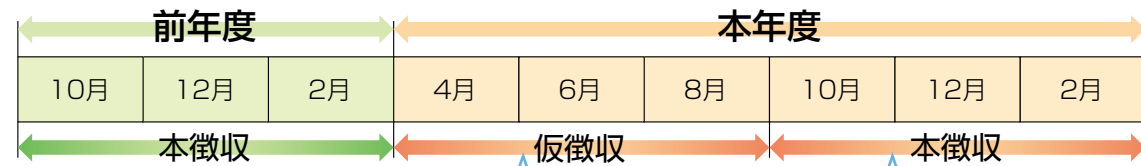
### 年金が年額18万円以上の方 **特別徴収**

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料はあらかじめ天引きされます。

■ 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金と、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

#### 特別徴収の方は

● 前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は仮の保険料額を納付します（**仮徴収**）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（**本徴収**）。



仮の保険料額を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

### 年金が年額18万円未満の方 **普通徴収**

送付される納付書にもとづき、介護保険料（7月～翌年2月）を市へ納めます。

■ 市が送付する納付書で、市指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各総合支所の窓口またはスマホアプリで納付します。

#### 普通徴収の方は

### 口座振替 が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳の届出印）

これらを持って市指定の金融機関もしくは市の窓口で手続きを行ってください。

● 年度中でも、65歳になった方や、他の市町村から転入してきた方は、日本年金機構によって特別徴収の対象者として把握され次第、特別徴収となり、年金からの天引きとなります。

## 65歳になった方・転入した方の保険料

### ◆65歳になった方の保険料

第1号被保険者の資格を得たときには、その資格取得した月以降の介護保険料を納付していただくことになります。

たとえば、8月15日に65歳になった方の場合、8月以降の資格期間相当分について月単位計算で介護保険料を納付していただくことになります。（第2号被保険者としての保険料は7月分までとなります。）

### ◆たつの市に転入した方の保険料

介護保険料の計算は「市民税の課税状況」を基に行うこととなりますが、他の市町村から転入した方の場合、たつの市に市民税情報がないため、いったんは**保険料の仮計算**を行います。

その後、**前住所地の市町村に対して課税状況の照会**を行い、その結果保険料段階が変更になる場合には、**改めて保険料を再計算（保険料更正）**することがありますのでご了承ください。

## 保険料が変更される場合（保険料の更正）

### ◆年度途中で保険料が変更（更正）される場合があります

いったん、介護保険料が決定した後であっても、資格の得喪・課税区分の変更・年度当初に遡っての世帯状況の変更・減免適用などにより、介護保険料が変更（更正）されることがあります。

このようなときには、更正の理由と新しい保険料額をお知らせするための介護保険料の更正決定通知書をお送りします。

### ◆保険料が増額更正となった場合、特別徴収の方にも納付書をお送りします

介護保険料が増額更正された場合、普通徴収の方に対しては改めて新しい納付書をお送りします（口座振替の申し込みをしている方は除く）。

また、特別徴収の方に対しても増額分について納付書をお送りします。これは日本年金機構において年度途中で特別徴収の金額を変更できないため、差額分を納付書で納めていただくことになるためです。



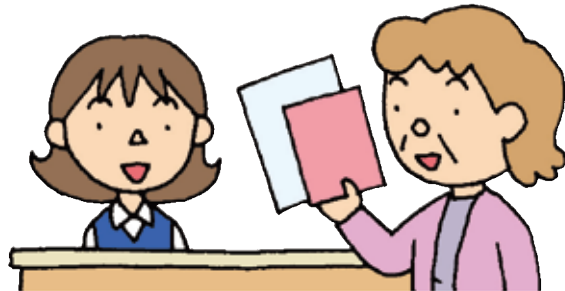
# 介護(介護予防)サービスを利用する手順

## ①申請します

介護サービスを利用する必要がある方は、まず要介護認定の申請をします。

### 申請が必要です

介護サービスを利用する必要がある方は、市の担当窓口へ申請してください。また本人が申請に行くことができない場合などは、家族や成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設等のうち厚生労働省令で定められた者に、申請を代行してもらうことができます。



#### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書（原則としてマイナンバーの記入が必要です。）
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。くわしくは市の窓口にお問い合わせください。



#### キーワード解説 居宅介護支援事業者とは？

市の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整を行います。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。



#### 申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は、「暫定ケアプラン」を作成して市に届け出ると、1～3割の利用者負担でサービスを受けることができます。ただし、認定結果が「非該当（自立）」となった場合は、全額自己負担となります。

## ②認定調査が行われます

申請により、介護が必要な状態かどうかの調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。

### 訪問調査



認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などや、概況、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査を行います。（全国共通の調査票が使われます）

#### 認定調査を受けるときのポイント

##### 体調のよいとき(通常時)に調査を

いつもと違う体調のときでは正しい調査ができないことがあります。

##### 家族などに同席してもらう

家族など普段介護している方に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

##### 困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないことも。困りごとなどはメモしておくとう安心です。

##### 日常の補装具があれば伝える

つえなど日常的に使っている補装具がある場合は使用状況を伝えましょう。

### 主治医の意見書



本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。意見書では、高齢者の生活機能を評価します。



#### キーワード解説 ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。資格は5年ごとの更新制です。

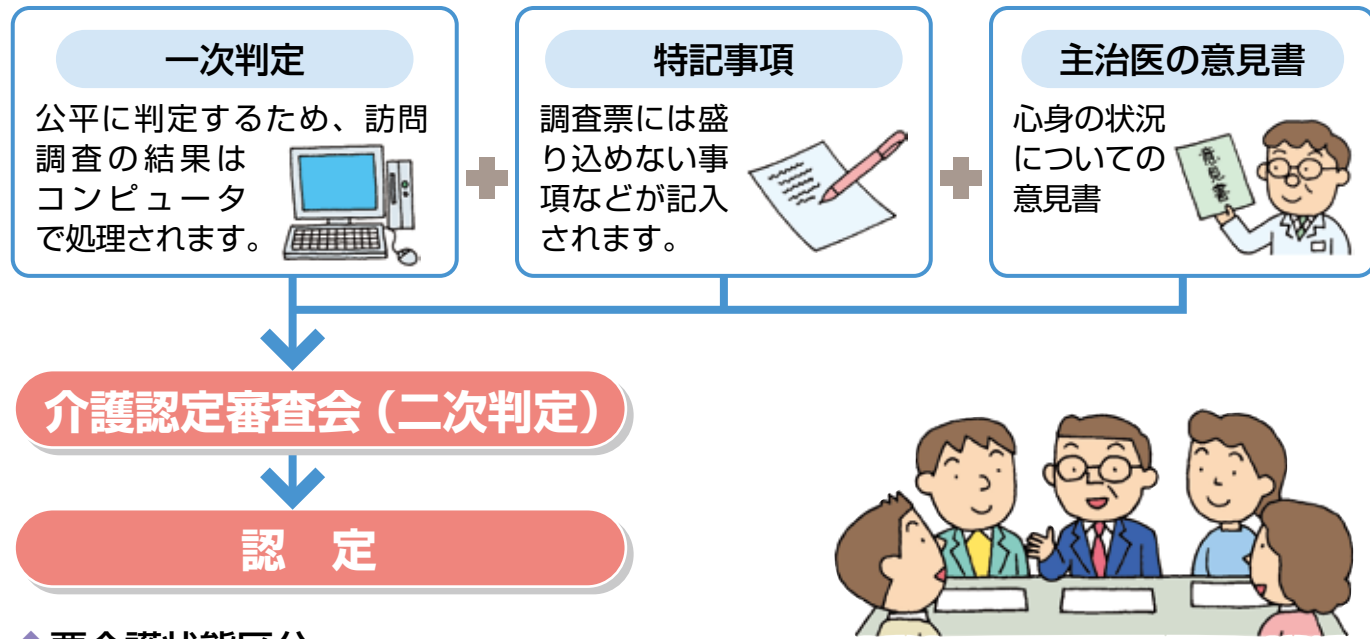
- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 介護サービス事業者との連絡や調整を行います。
- 施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。



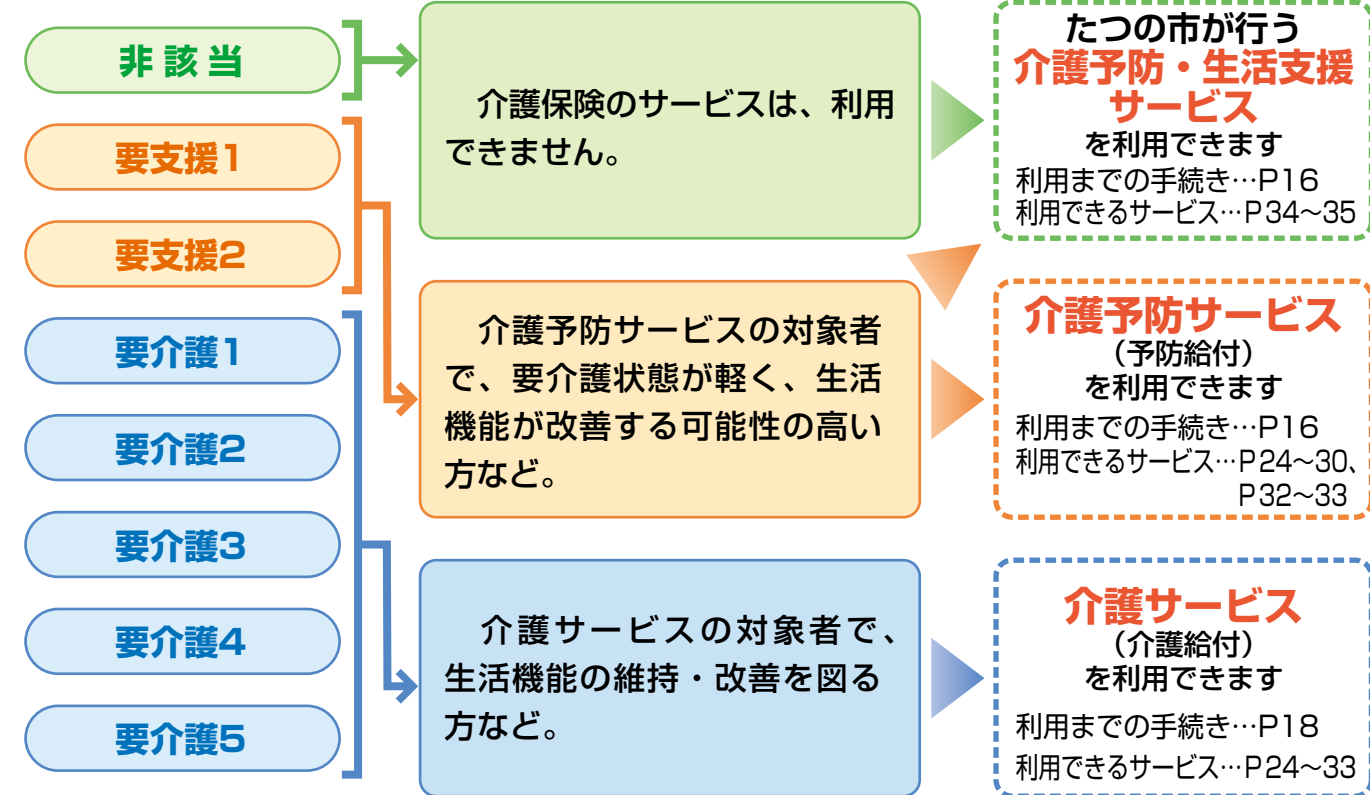


### ③ 審査・判定されます

一次判定の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会(二次判定)」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



#### ◆要介護状態区分



**キーワード解説 介護認定審査会とは？**  
 医療、保健、福祉の学識経験者から構成されていて、介護の必要性や程度について審査を行います。

### ④ 認定・通知されます

審査結果にもとづいて、要介護状態区分が認定、通知されます。

#### 認定結果が通知されます



介護認定審査会の結果にもとづいて、認定結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。記載されている内容を確認しておきましょう。要介護状態区分によって利用できるサービスが異なります(P14)。

- 認定結果通知書に書かれていること  
あなたの要介護状態区分、その理由、認定の有効期間など
  - 被保険者証に記載されていること  
要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、認定審査会の意見など、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名など
- ※新規に要介護・要支援の認定を受けた方には、サービスの負担割合(1~3割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。

要介護認定

#### 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は原則6か月(3か月~12か月)、更新認定の場合は原則12か月(3か月~48か月)です(月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間)。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新認定の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日)。要介護・要支援に認定された場合は、有効期間前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了の60日前から受け付けます。



要支援1・2の方で更新後、通所型サービスや訪問型サービスのみを希望する場合、またはサービスの利用がない方で更新を希望する場合は

- 基本チェックリストを提出します(65歳以上の方)
- 更新の申請をします(40~64歳の方)

介護の必要度に変化がない場合は 介護の必要度に変化があった場合は

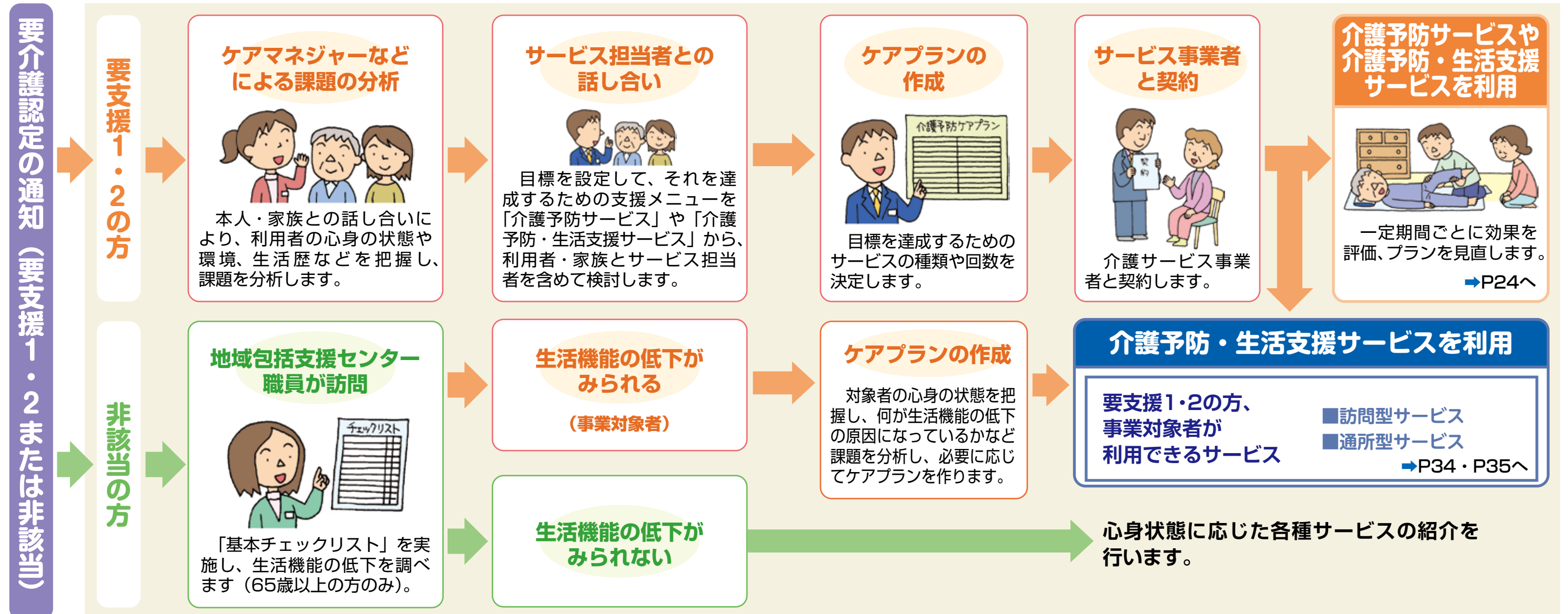
- 更新の申請をします
- 認定の変更を申請します

# 要支援1・2、事業対象者、 非該当と認定された方

「要支援1・2」と認定された方は介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスを、「事業対象者」と認定された方は、介護予防・生活支援サービスを利用できます。いずれのサービスも地域包括支援センターが中心となって、住みなれた地域でいつまでも自立した生活を続けていけるようサポート(ケアプラン作成など)していきます。

※ケアプランの作成は、全額保険給付となり利用者負担はありません。

## 地域包括支援センター (たつの市地域包括支援課内)



### キーワード解説 地域包括支援センターとは？

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、地域支援事業の包括的支援事業を実施しています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援



保健師



社会福祉士

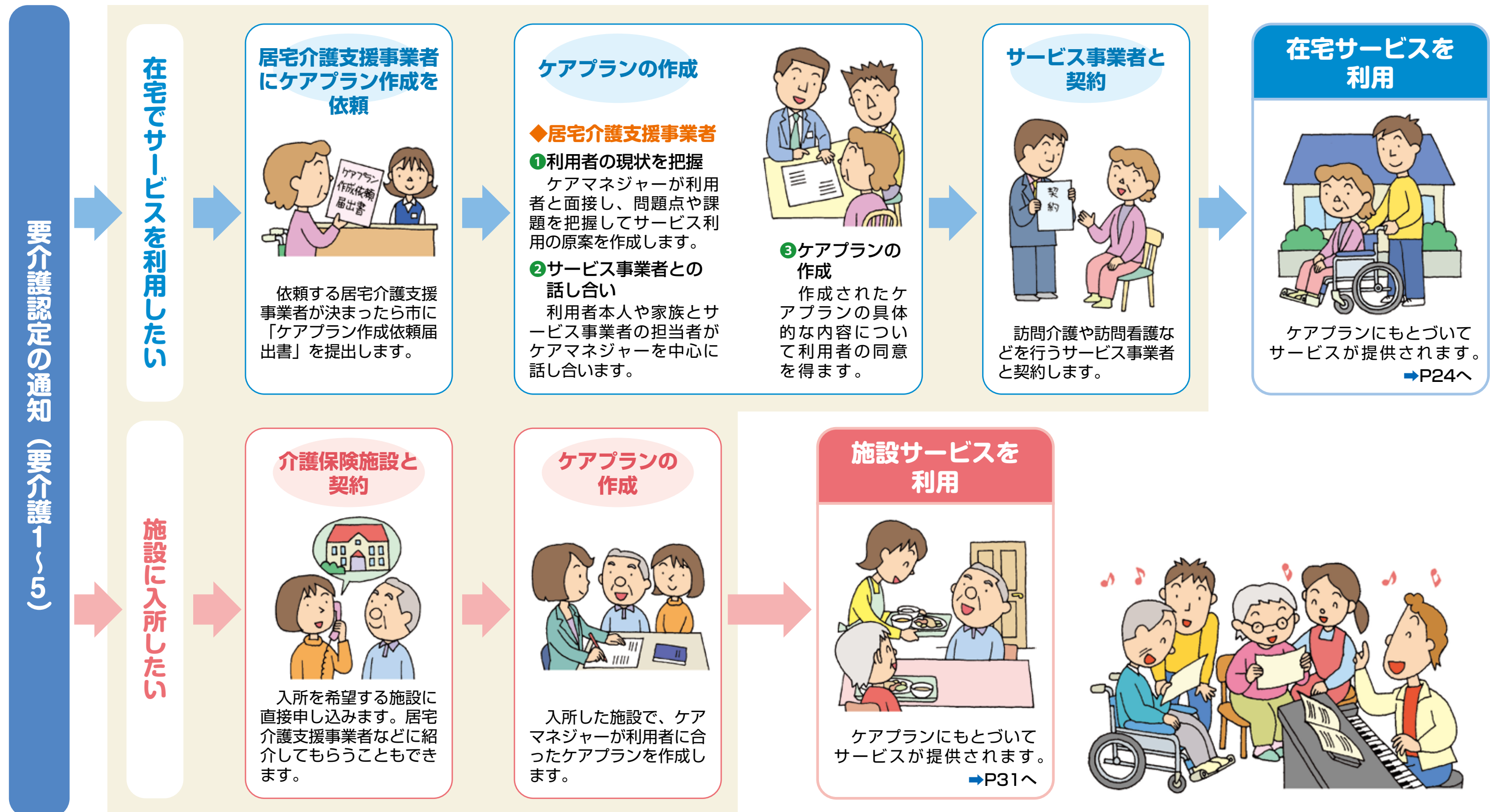


主任  
ケアマネジャー



# 要介護1～5と認定された方 ケアプラン作成の流れ

「要介護1～5」と認定された方は、介護保険の介護サービスを利用します。実際にサービスを利用する前に**居宅介護支援事業者**などに依頼して、心身の状況に応じて利用するサービス内容を具体的に盛り込んだケアプランを作成します。※ケアプランの作成は、全額保険給付となり利用者負担はありません。



ケアプランの作成



# 利用者はサービス費用の

## 原則として費用の一部の負担で利用できます

介護サービス等を利用する方は、原則としてサービスにかかった費用のうち、利用者負担の割合分を負担します。

サービス提供事業者には被保険者証と介護保険負担割合証<sup>\*1</sup>、サービス利用表<sup>\*2</sup>を提示して、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

※1 認定を受けている方に1人1枚交付されます。サービスを利用したときの負担割合が記載されています。

※2 作成したケアプランをもとに、利用者にはサービス利用表が、サービス事業者にはサービス提供表が交付されます。

### ① 3割負担になる方

本人の合計所得金額が220万円以上かつ同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+年金以外の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方

### ② 2割負担になる方

上記①以外の方で本人の合計所得金額が160万円以上かつ同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+年金以外の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の方

■ 上記①②に該当しない方は、1割負担になります

## 在宅サービスの利用限度額

- 在宅サービスを利用する際には、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。
- 限度額の範囲内でサービスを利用したときは自己負担は1割、2割、または3割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

### ◆ サービスの利用限度額（1か月）

要介護度	利用限度額（1か月）	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

★ 次のサービスは、上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

- 特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）
- 居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）
- 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

# 一部を負担します

## 施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、①サービス費用の利用者負担分 ②食費③居住費④日常生活費のそれぞれ全額が利用者の負担となります（下図）。



◆ **基準費用額（1日あたり）**：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額  
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- **居住費**：ユニット型個室2,006円、ユニット型個室的多床室1,668円、従来型個室1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）、多床室377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- **食費**：1,445円

### 低所得の方には負担限度額が設けられます

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されます。低所得の方は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（**特定入所者介護サービス費**）。

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。  
※●市市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市市民税課税●市市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が下記の金額を超える場合は、特定入所者介護サービス費を受けられません。  
・第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円 ・第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円  
・第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円 ・第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円

### ◆ 負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 本人および世帯全員が市市民税非課税であって、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が市市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が市市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② 本人および世帯全員が市市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。



# たつの市認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業

たつの市は介護保険対象のグループホームに入居する低所得者の経済的負担の軽減を図るため、家賃の一部を助成します。

## 対象となる方および助成の額

利用者負担段階	条件	助成割合	家賃相当額の上限額
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者	家賃の50%	50,000円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	家賃の45%	
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	家賃の40%	
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方		

(単位：月額)

次のいずれかに該当する場合は家賃の助成を受けられません。

- たつの市内に1年以上住所を有していない方。
- 配偶者が市民税を課税されている方（世帯が同じかどうかは不問）。
- 預貯金等の金額が、次の基準額を超える方。

- 第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える方
- 第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える方
- 第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える方
- 第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える方

※申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告

負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します（借用証書などで確認）。また、価格評価は、申請日の直近2か月以内の写し等により行います。

※預貯金等に含まれないもの…生命保険、自動車、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など。絵画、骨董品、家財など。

## 助成の流れ

- 1 助成の申請** 認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成申請書を市に提出します。
- 2 助成の決定** 市が助成の承認（不承認）の決定通知を郵送で送付します。
- 3 家賃の支払** 決定された内容をグループホームの事業所に提示します。決定された助成額を控除した家賃をグループホームの事業所に支払います。
- 4 助成金の支給** 市が助成金をグループホーム事業所に支給します。

# 負担が高額になったとき

## 高額介護サービス費が支給されます

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、利用者負担の上限を超えた場合、申請により市が認めるときは、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。また、世帯全員が市民税非課税の方は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

※高額介護サービス費に該当している方には、申請書を送付しています。（領収書は保管しておいてください。）

### ◆1か月の利用者負担の上限

区分	世帯の限度額	個人の限度額
●生活保護の受給者	15,000円	15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		
世帯全員が市民税非課税で	24,600円	15,000円
●老齢福祉年金受給者		
●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	—
●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方		
市民税課税世帯の方	44,400円	—
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円	—
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円	—
課税所得690万円以上	140,100円	—

※合計所得金額：「所得」とは「実際の収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

## 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になった場合は、下の限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。



### ◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額<年額/8月~翌年7月>

区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険または国民健康保険+介護保険(70~74歳の方がいる世帯)	所得(基礎控除後の総所得金額等)	被用者保険または国民健康保険+介護保険(70歳未満の方がいる世帯)
課税所得690万円以上	212万円	212万円	901万円超	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
一般	56万円	56万円	210万円以下	60万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円		

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯が対象です。

# 介護保険で利用できるサービス

自己負担のめやすは1割負担の場合の金額です。

## 在宅サービス

### 訪問を受けて利用するサービス

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

##### 要介護1～5の方

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

##### ■自己負担のめやす（1回につき）

身体介護中心	30分～1時間未満	396円
生活援助中心	20分～45分未満	183円

※早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算あり

通院のための乗車  
または降車の介助

99円

※移送にかかる費用は、別途自己負担

#### 主なサービス内容

##### 身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院・外出の付き添い など

##### 生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

※原則として親族と同居されている方は、「生活援助」のサービスはご利用になれません。

##### 要支援1・2の方

従来の介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」としてたつの市が行う介護予防・生活支援サービスで行っています。詳しくはP34へ。



#### 訪問入浴介護

##### 要介護1～5の方

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

##### ■自己負担のめやす（1回につき）

1,260円

#### 主なサービス内容

- 入浴、洗髪、清拭の介助
- 看護師などによる健康チェック など

##### 要支援1・2の方

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から、その他の施設での浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

##### ■自己負担のめやす（1回につき）

852円



#### 訪問リハビリテーション

##### 要介護1～5の方

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

#### 主なサービス内容

- 理学療法によるマッサージ、運動などによる機能訓練
- 作業療法による手芸、工芸など手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練
- 言語聴覚士による言語、聴覚、えん下などの機能訓練 など

##### ■自己負担のめやす（1回につき）

307円

※20分間リハビリテーションを行った場合

##### 要支援1・2の方

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により体操やリハビリテーションを行います。





## 訪問看護

### 要介護1～5の方

疾患等を抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

### 要支援1・2の方

疾患等を抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

### 主なサービス内容

- 血圧や脈拍など病状のチェック ● 食事や入浴、排せつの介助
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療措置 など

### ■自己負担のめやす（1回につき）

訪問看護 ステーションから	30分未満	470円
	30分～1時間未満	821円
病院・診療所から	30分未満	398円
	30分～1時間未満	573円

※早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算あり

訪問看護 ステーションから	30分未満	450円
	30分～1時間未満	792円
病院・診療所から	30分未満	381円
	30分～1時間未満	552円

※早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算あり

## 居宅療養管理指導

### 要介護1～5の方

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

### 要支援1・2の方

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

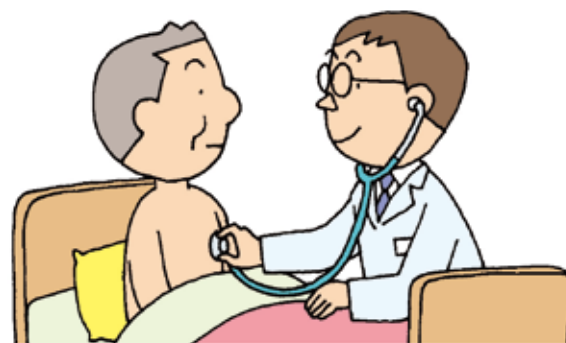
### 主なサービス内容

- 医師や歯科医師による療養上の管理や指導
- 薬剤師による服薬などの管理や指導
- 管理栄養士による特別食の献立などの管理や指導
- 歯科衛生士による口腔や義歯の管理や指導 など

### ■自己負担のめやす（1回につき）

単一建物居住者1人に対して

医師による指導	514円 (1か月に2回まで)
---------	--------------------



## 施設に通って受けるサービス 通所介護（デイサービス）

### 要介護1～5の方

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。また、その方の目標に合わせた選択的サービスを提供します。

### ■自己負担のめやす（1回につき）

通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）  
※送迎を含む

要介護1	655円	要介護4	1,018円
要介護2	773円	要介護5	1,142円
要介護3	896円		

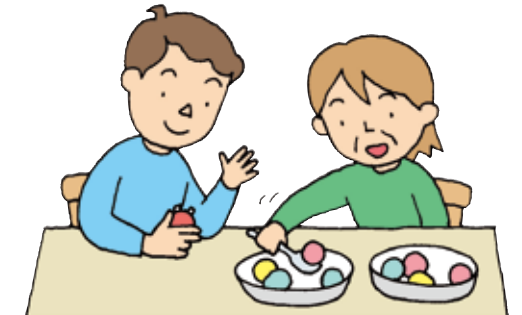
（選択的サービス）

個別機能訓練 ▶ 1日 56～85円	口腔機能向上 ▶ 150～160円(月2回限度)
栄養改善 ▶ 200円(月2回限度)	入浴介助 ▶ 1日 40～55円

※おやつやおむつ代などは、全額自己負担となります。

### 要支援1・2の方

従来の介護予防通所介護は、「通所型サービス」としてたつの市が行う介護予防・生活支援サービスで行っています。くわしくはP35へ。



### 主なサービス内容

- 看護師や保健師などによる健康チェック
- 機能訓練指導員の計画に沿った日常動作訓練
- レクリエーションなど他の方との交流 など

## 通所リハビリテーション（デイケア）

### 要介護1～5の方

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。また、その方の目標に合わせた選択的サービスを提供します。

### ■自己負担のめやす（1回につき）

通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）  
※送迎を含む

要介護1	757円	要介護4	1,206円
要介護2	897円	要介護5	1,369円
要介護3	1,039円		

（選択的サービス）

リハビリテーションマネジメント ▶ 1か月560円	
認知症短期集中リハビリテーション ▶ 1日240円(週2回限度)	
口腔機能向上 ▶ 150～160円(月2回限度)	
栄養改善 ▶ 200円(月2回限度)	入浴介助 ▶ 1日 40～60円

※おやつやおむつ代などは、全額自己負担となります。

### 要支援1・2の方

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的サービスを提供します。

### ■自己負担のめやす（1か月）

（共通的サービス）※送迎、入浴を含む

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

（選択的サービス）

運動器機能向上 ▶ 1か月 225円	口腔機能向上 ▶ 1か月 150～160円
栄養改善 ▶ 1か月 200円	

### 主なサービス内容

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示にもとづく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練 など
- レクリエーションなど他の方との交流 など





施設に入所して受けるサービス

ショートステイ（短期入所生活介護・療養介護）

要介護1～5の方

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■自己負担のめやす（1日につき）

介護老人福祉施設の場合

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

■自己負担のめやす（1日につき）

介護老人保健施設の場合

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

（選択的サービス）

個別機能訓練加算 ▶ 1日 56円	送迎を行う場合 ▶ 片道につき184円
個別リハビリテーション ▶ 1日 240円	療養食 ▶ 1回 8円

特定施設入居者生活介護

要介護1～5の方

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

■自己負担のめやす（1日につき）

要介護1	538円	要介護4	738円
要介護2	604円	要介護5	807円
要介護3	674円		

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練 など

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※入居費・食費やおむつ代などは、全額自己負担となります。



要支援1・2の方

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■自己負担のめやす（1日につき）

介護老人福祉施設の場合

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

■自己負担のめやす（1日につき）

介護老人保健施設の場合

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

（選択的サービス）

個別機能訓練加算 ▶ 1日 56円	送迎を行う場合 ▶ 片道につき184円
個別リハビリテーション ▶ 1日 240円	療養食 ▶ 1回 8円

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる機能訓練
- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師による診療（短期入所療養介護の場合） など

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。  
※上記金額のほか、滞在費（部屋代）と食費などが別途必要です。



福祉用具を整備するサービス

福祉用具貸与

要介護1～5の方

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

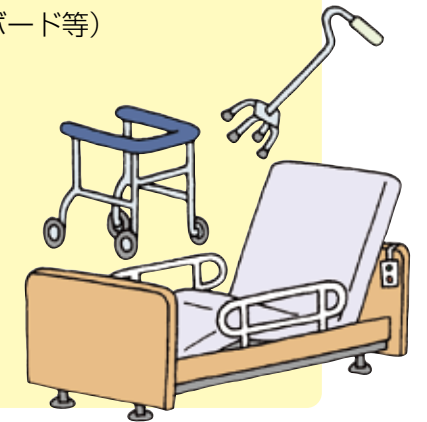
要支援1・2の方

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。

福祉用具貸与の対象

- 手すり（工事を伴わないもの） ● スロープ（工事を伴わないもの）
- 歩行器 ● 歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）
- ★ 車いす ★ 車いす付属品（クッション、電動補助装置等） ★ 特殊寝台
- ★ 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード等）
- ★ 床ずれ防止用具 ★ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- ★ 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
- ★ 移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）
- 自動排せつ処理装置（※原則として要介護4・5の方のみ）

※★印の用具は、原則として、要介護2～5の方が対象になります。  
※事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。  
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。



■自己負担のめやす

月々の利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の利用者負担の割合分が自己負担となります。実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

特定福祉用具購入

要介護1～5の方

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を支給します。申請が必要です。

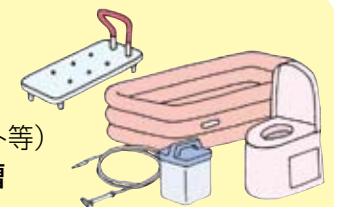
要支援1・2の方

介護予防に役立つ入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を支給します。申請が必要です。

特定福祉用具販売の対象

- 腰掛便座
- 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
- 排泄予測支援機器 ● 自動排せつ処理装置の交換可能部品 ● 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具

※県に指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具の購入費が支給されます。  
※購入後、所定の申請書に「領収書」、「商品カタログの写し」及び「福祉用具サービス計画書の写し」を添付して申請してください。  
※購入する前に、事前にケアマネジャーに相談してください。  
※支給申請には、いったん購入費を事業者支払いその後申請者に給付する「償還払い方式」と事業者購入費の1～3割を支払い、残りは事業者支給される「受領委任払い方式」が選択できます。



■自己負担のめやす

年間10万円までが限度で、その利用者負担の割合分が自己負担となります（毎年4月1日から1年間）。



住宅環境を整備するサービス

住宅改修

要支援1~2・要介護1~5の方

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用が支給されます。事前の申請が必要です。

介護保険でできる住宅改修の例

- ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事（※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。）

利用限度額／20万円まで（原則1回限り）

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けても使えます。  
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修 利用の手順

1 家族や専門家などに相談

本人だけでなく家族ぐるみで話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや事業者、市窓口などで相談します。

償還払い方式

改修費をいったん業者に全額支払い、その後住宅改修費を支給します。

2 市への事前申請（改修前）

- 提出書類 ●支給事前申請書 ●工事費見積書  
●住宅改修が必要な理由書  
●改修部分の写真（日付入り）  
●図面（改修後の完成予定の状態がわかるもの）

3 事前申請内容の承認

審査の結果を申請者に送付します。

4 工事の着工・完了

改修費用をいったん全額自己負担して業者に払います。

5 住宅改修費の支給申請

- 提出書類 ●支給申請書 ●工事費内訳書  
●住宅改修に要した費用の領収書  
●完成後の状態が確認できる書類（改修前、改修後の日付入り写真）

6 住宅改修費の支給

住宅改修費を申請者に支給します。

受領委任払い方式

自己負担分の改修費を業者に支払い、市が事業者へ残りの住宅改修費を支給します。

2 市への事前申請（改修前）

- 提出書類 ●支給事前申請書 ●工事費見積書  
●住宅改修が必要な理由書  
●改修部分の写真（日付入り）  
●図面（改修後の完成予定の状態がわかるもの）  
●受領委任払いに係る委任状

3 事前申請内容の承認

審査の結果を申請者に送付します。

4 工事の着工・完了

改修費用の利用者負担の割合分を業者に支払います。

5 住宅改修費の支給申請

- 提出書類 ●支給申請書 ●工事費内訳書  
●住宅改修に要した費用の領収書  
●完成後の状態が確認できる書類（改修前、改修後の日付入り写真）

6 住宅改修費の支給

住宅改修費を業者に支給します。

※介護保険で住宅改修をはじめて行う場合、高齢者等住宅改修費助成事業もあわせて利用できる場合があります。

施設サービス



自己負担のめやすは1割負担の場合の金額です。

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※「自己負担のめやす」は、1か月30日として計算しています。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

自己負担のめやす（1か月）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

リハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

自己負担のめやす（1か月）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

病院での長期的な療養が必要

介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

自己負担のめやす（1か月）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,790円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

介護医療院

長期の療養を必要とする方のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

自己負担のめやす（1か月）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

※要支援の方は施設サービスは利用できません。  
※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※従来型個室とは、共同生活室（リビング）を併設していない個室  
※多床室とは、定員2人以上の個室ではない居室  
※ユニット型個室とは、共同生活室（リビング）を併設している個室



## 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域住民のニーズにきめ細かく対応したサービスが受けられます。利用者は原則としてたつの市の住民に限られ、他の市町村の方はサービスを受けられません。

※自己負担のめやすは1割負担の場合の金額です。

### 多機能なサービス

#### 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら、訪問、短期間の宿泊などを利用者の選択に応じて組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

##### ■自己負担のめやす（1か月）

要支援1	3,438円	要介護1	10,423円
要支援2	6,948円	要介護2	15,318円
		要介護3	22,283円
		要介護4	24,593円
		要介護5	27,117円

### 認知症高齢者を対象としたサービス

#### 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

##### ■自己負担のめやす（1回につき）

単独型の場合（7時間以上8時間未満）

※（ ）内は、グループホームの共用スペースを利用する場合（共用型）

要支援1	859円(483円)	要介護1	992円(522円)
要支援2	959円(512円)	要介護2	1,100円(541円)
		要介護3	1,208円(559円)
		要介護4	1,316円(577円)
		要介護5	1,424円(597円)

（選択的サービス）

個別機能訓練 ▶ 1日 27円	口腔機能向上 ▶ 1回150~160円（月2回限度）
栄養改善 ▶ 1回200円（月2回限度）	入浴介助 ▶ 1日 40~55円

（選択的サービス：介護予防）

個別機能訓練 ▶ 1日 27円	口腔機能向上 ▶ 1か月150~160円
栄養改善 ▶ 1か月200円	入浴介助 ▶ 1日 40~55円

#### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） （介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症高齢者が、共同生活を営む住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

##### ■自己負担のめやす（1日につき）

（ユニット数1の場合）

要支援2	760円	要介護1	764円
		要介護2	800円
		要介護3	823円
		要介護4	840円
		要介護5	858円

※要支援1の方は、利用できません。

### 小規模な通所介護

#### 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで受けられます。

##### ■自己負担のめやす（1回につき）

（7時間以上8時間未満）

要介護1	750円	要介護3	1,028円
要介護2	887円	要介護4	1,168円
		要介護5	1,308円

※要支援1・2の方は、利用できません。

### 小規模な施設サービス

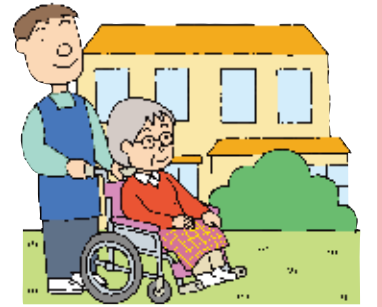
#### 地域密着型特定施設 入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

##### ■自己負担のめやす（1日につき）

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※要支援1・2の方は、利用できません。



#### 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

つねに介護が必要で自宅では介護ができない方を対象として、定員29人以下の小規模な施設で、食事、入浴などの介護や健康管理を受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

##### ■自己負担のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	582円	582円	661円
要介護2	651円	651円	730円
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円

※要支援1・2の方は、利用できません。

### 夜間の訪問介護

#### 夜間対応型訪問介護

ヘルパーによる夜間の定期巡回や、緊急時に対応できるように、24時間体制での随時訪問を行います。

##### ■自己負担のめやす（1か月）

1,025円

※基本対応の場合

※要支援1・2の方は、利用できません。

### 複合型サービス

#### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

##### ■自己負担のめやす（1か月）

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

※要支援1・2の方は、利用できません。

### 24時間対応のサービス

#### 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ等の日常生活上や療養上のお世話や支援をします。

##### ■自己負担のめやす（1か月）〈一体型の場合〉

◆訪問看護サービスを行わない場合

要介護1	5,697円
要介護2	10,168円
要介護3	16,883円
要介護4	21,357円
要介護5	25,829円

※要支援1・2の方は、利用できません。

◆訪問看護サービスを行う場合

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

※要支援1・2の方は、利用できません。



# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

要支援1・2の方、事業対象者は、利用者の心身状態等に応じ、「訪問介護・通所介護相当サービス」「緩和した基準による訪問型・通所型サービス」が利用できます。

## 介護予防・生活支援サービス事業

### 1 訪問型サービス

自宅で、掃除、買物、調理、洗濯などの生活援助やトイレ、入浴、食事の介助などの身体介護が利用できます。ただし、緩和した基準によるサービスでは、身体介護は利用できません。

	訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス
内容	生活援助（掃除、買物、調理、洗濯など） 身体介護（トイレ、入浴、食事の介助など）	生活援助（掃除、買物、調理、洗濯など） ※身体介護は利用できません
自己負担のめやす ※1割負担の場合	毎月の定額の利用料になります	利用回数に応じた利用料になります
	要支援1・2 事業対象者	要支援1・2 事業対象者
	要支援2 事業対象者	要支援2 事業対象者

※家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることについてはサービスの対象外となります。  
※一定以上の所得がある方は、自己負担割合が2～3割になります。

### 2 通所型サービス

通いで、生活機能維持向上のための機能訓練やレクリエーションなどが利用できます。

	通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス
内容	生活機能維持向上のための機能訓練、介護予防のために必要な日常生活支援など個別プログラムで実施	運動やレクリエーション活動や介護予防プログラムなど
自己負担のめやす ※1割負担の場合	毎月の定額の利用料になります	利用回数に応じた利用料になります
	要支援1 事業対象者	要支援1 事業対象者
	要支援2 事業対象者	要支援2 事業対象者
	要支援1 事業対象者	要支援1 事業対象者

※事業所により内容は異なります。  
※食事その他実費は別料金になります。  
※一定以上の所得がある方は、自己負担割合が2～3割になります。



## 基本チェックリスト

基本チェックリストで日常生活に必要な機能が低下していないかを調べましょう。

質問項目	はい	いいえ	おもにチェックする生活機能
1 バスや電車でひとりで外出していますか			全般的な生活機能
2 日用品の買い物をしていますか			
3 預貯金の出し入れをしていますか			
4 友人の家を訪ねていますか			
5 家族や友人の相談にのっていますか			
6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			運動機能(筋力)
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			
8 15分位続けて歩いていますか			
9 この1年間に転んだことがありますか			
10 転倒に対する不安は大きいですか			栄養状態
11 6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか			
12 BMIが18.5未満ですか 【BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)】			口腔機能
13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			
14 お茶や汁物等でむせることがありますか			
15 口の渴きが気になりますか			閉じこもり
16 週に1度は外出していますか			
17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか			認知機能
18 周りの人から「いつも同じことを聞く」などのもの忘れがあるとされますか			
19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			
20 今日が何月何日かわからない時がありますか			うっ
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない			
22 (ここ2週間) これまで楽しんでできていたことが楽しめなくなった			
23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる			
24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない			
25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする			

※気になる方は地域包括支援センター☎0791-64-3197にご相談ください。

## 地域密着型サービス事業所一覧

(令和5年6月現在 郵便番号順)

※地域密着型サービス事業所(区分1~22)については、直接事業所へ申し込んでください。

区分	事業所名称	所在地	電話番号	
1	グループホームさくら御津	たつの市御津町釜屋 489-1	(079) 322-8686	
2	あっぴるグループホームみつ	たつの市御津町釜屋 313-3	(079) 322-8199	
3	グループホーム CHIAKI ほおずき揖保川	たつの市揖保川町正条 1134	(0791) 76-5120	
4	グループホーム CHIAKI ほおずき揖保川東館	たつの市揖保川町正条 1128-1	(0791) 76-5120	
5	グループホームゆずりは	たつの市揖西町新宮 29-6	(0791) 64-8228	
6	グループホーム布施の郷	たつの市揖西町竹原 1283	(0791) 64-8770	
7	西はりまグループホーム昌仙庵	たつの市誉田町福田 780-40	(0791) 62-5600	
8	あっぴるグループホームたつの	たつの市龍野町富永 418-1	(0791) 78-9700	
9	グループホームさくら新宮	たつの市新宮町鷲崎 286-1	(0791) 76-2323	
10	あっぴる多機能みつ	たつの市御津町釜屋 313-1	(079) 322-3199	
11	小たつの家	たつの市揖保川町半田 1303	(0791) 60-6394	
12	小規模ホーム正条	たつの市揖保川町正条 306-4	(0791) 76-7080	
13	鮎水(あゆみ)	たつの市揖保川町市場 203	(0791) 60-1002	
14	ひだまりⅡ	たつの市神岡町東鷲崎 552-1	(0791) 61-9033	
15	小規模多機能型居宅介護事業所 霞風庵	たつの市龍野町日山 662	(0791) 78-8800	
16	小規模多機能型居宅介護事業所 こやすの家	たつの市新宮町篠首 342-3	(0791) 77-0460	
17	庵みつ	たつの市御津町釜屋 99-21	(079) 322-3381	
18	たつのケアサービス	たつの市揖保川町正条 448-1	(0791) 72-8101	
19	地域密着複合型サービス 安心	たつの市揖西町中垣内甲 267-1	(0791) 72-8175	
20	ひだまり	たつの市神岡町東鷲崎 543	(0791) 61-9012	
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所 ゆう	たつの市新宮町平野 30-1	(0791) 75-5500	
22	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	特別養護老人ホーム 栗栖の荘 (ユニット型)	たつの市新宮町平野 778-5	(0791) 75-3878
23	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 祇園	たつの市龍野町北龍野 419	(0791) 61-9024	
24	デイサービス咲耶	たつの市御津町苅屋 1367-10	(079) 227-7301	
25	でんでん倶楽部揖保川	たつの市揖保川町正条 188-1	(0791) 76-5311	
26	デイサービスセンター 布施の郷	たつの市揖西町竹原 1285	(0791) 64-8387	
27	リハビリデイサービス 光楽	たつの市龍野町堂本 262	(0791) 64-5566	
28	デイサービス和(なごみ)	たつの市揖保町山下 466-1	(0791) 67-8668	
29	デイサービスセンターオアシス+富永	たつの市龍野町富永 292	(0791) 72-9160	
30	リハビリデイサービス 光楽園	たつの市龍野町富永 499-1	(0791) 63-5522	
31	デイサービスひなた	たつの市龍野町中霞城 149	(0791) 63-3033	
32	デイサービス緑(ゆかり)	たつの市龍野町北龍野 451-1	(0791) 78-8686	
33	北龍野デイサービス	たつの市龍野町北龍野 52	(0791) 78-9385	
34	ささの家	たつの市新宮町下笹 841-1	(0791) 72-8208	
35	むれさきリハビリスタジオ	たつの市新宮町井野原 481-1	(0791) 76-2204	
36	リハビリデイサービス 光楽・新宮	たつの市新宮町井野原 430-1	(0791) 75-5566	
37	デイサービスセンター 布施の郷新宮	たつの市新宮町段之上 655-1	(0791) 76-2716	



要介護1～5の認定を受けた方は居宅介護支援事業者にケアプラン作成（契約）※を依頼してください

## 居宅介護支援事業者一覧

（令和5年6月現在 郵便番号順）

※ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスを利用される場合は、居宅介護支援事業者に連絡してください。施設サービス、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、直接事業所へ申し込んで契約してください。

名称	所在地	電話番号	通常の事業実施地域
株式会社のもと本店	御津町黒崎268	(079)322-0930	たつの市内全域
シスナブ御津居宅介護支援事業所	御津町中島980-3	(079)324-0767	同上
ケアプランみやげ	御津町釜屋168-6	(079)322-1747	同上
いぼがわ荘居宅介護支援事業所	揖保川町半田608-1	(0791)72-6600	同上
シルバーケア居宅介護支援事業所	揖保川町半田703-1	(0791)72-6260	同上
ケアプラン正條	揖保川町正條448-1	(0791)72-8106	同上
あんサポートオフィス居宅介護支援事業所	揖保川町黍田83エスポワールA201	(0791)60-3010	同上
居宅介護支援事業所ほがらか	揖保川町神戸北山126-1	(0791)76-7112	同上
揖保の郷居宅介護支援事業	揖保川町馬場747	(0791)72-2000	同上
居宅介護支援事業所あおぞら	揖西町小神188-2	(0791)72-8411	同上
JA兵庫西揖龍介護支援センター	揖西町竹万97	(0791)64-8265	同上
ケアプランみき（たつの）	揖西町南山786-1	(0791)78-9113	同上
居宅介護支援事業所ほのか	神岡町東鷲崎543	(0791)61-9010	同上
老人訪問看護ステーション オアシス	龍野町島田669-1	(0791)63-0528	同上
居宅介護支援センターアミー	龍野町富永477-1	(0791)64-0180	同上
西はりまグリーンホーム 居宅介護支援サービス	誉田町福田780-1	(0791)63-2880	同上
西はりまクリニック	誉田町福田780-37	(0791)62-2480	同上
リリーライフケアプランセンターたつのリモートオフィス	誉田町片吹85-5	(0791)64-9115	同上
トマト指定居宅介護支援センター	揖保町中臣510	(0791)67-8498	同上
訪問看護ステーション ひまわり	龍野町富永495-1栗原病院1階	(0791)63-1757	同上
あっぷる居宅介護支援事業所龍野	龍野町富永505-1	(0791)62-1899	同上
たつの市居宅介護支援事業所	龍野町富永1005-1	(0791)63-2066	同上
居宅介護支援事業所 がじゅまる	龍野町北龍野454	(0791)63-3644	同上
くわのみ園在宅介護支援センター	龍野町北龍野383-1	(0791)61-9026	同上
むれさき居宅介護支援新宮事業所	新宮町井野原481-1	(0791)76-2203	同上
ケアプラン笑	新宮町段之上736-20	(0791)75-4847	同上
新宮訪問看護ステーション	新宮町井野原531-2	(0791)75-3626	新宮地域
栗栖の荘指定居宅介護支援事業所	新宮町平野778-5	(0791)76-2266	新宮地域、龍野地域

### 高齢者福祉・介護保険についての問い合わせ先

- たつの市役所 本庁 高年福祉課 龍野町富永1005-1 (0791)64-3152(高齢者福祉)  
(0791)64-3155(介護保険)
- 新宮 総合支所 地域振興課 新宮町宮内16 (0791)75-0253
- 揖保川 総合支所 地域振興課 揖保川町正條279-1 (0791)72-2523
- 御津 総合支所 地域振興課 御津町苅屋356-1 (079)322-1451

要支援1・2、事業対象者または非該当の認定を受けた方は地域包括支援センターが窓口になります

- たつの市地域包括支援センター(地域包括支援課内) 龍野町富永1005-1 (0791)64-3197

### 福祉に関するさまざまな相談は

- 地域包括支援課(総合相談支援係) 龍野町富永1005-1 (0791)64-3270

●最新の事業者情報については、WAMNET（ワムネット：独立行政法人福祉医療機構が運営している、福祉・保健・医療の総合サイト<https://www.wam.go.jp/>）で検索することができます。

●厚生労働省「介護サービス情報公表システム」<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

※介護サービス事業所のサービス内容などの情報を検索・閲覧できます。